

## 税務署からのお知らせ

相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などについての年金の所得税の取扱いを改めることとしました。この変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

●問合せ先 高山税務署 ☎32-1023  
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

## 大切に保管して。社会保険料控除証明書

平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、申告まで大切に保管してください。また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方は、翌年の2月上旬に送付されます。

●問合せ先 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117

税は、豊かな社会を築き安心して暮らせる社会を支えていくための大切な「会費」です。この機会にみなさん一人ひとりが税の意義や役割を考えてみませんか

●高山税務署説明会  
期日 11月19日(金)  
場所 市民文化会館小ホール(昭和町1)  
持ち物 税務署から郵送された青色決算、もしくは年末

# 11月11～17日は 税を考える週間です

調整に関する書類

《青色申告決算等説明会》

時間 午前10時～

対象 個人事業者の青色申告者

《年末調整等説明会》

時間 午後1時30分～

対象 給与の支払いをする法人および個人事業者

問合せ先 高山税務署 ☎32-1020

## 冬こそ省エネの 知恵の見せどころ

これから寒い時期になると、照明をつける時間が長くなることや暖房の使用が増えることで、エネルギーの使用量がぐんと増えて、電気やガス、灯油などの光熱費もかさみます。そんな冬こそ、省エネの知恵の見せどころです。



生活の中でエネルギーの無駄づかいはないかをチェックして、効率的にエネルギーを使う工夫をしましょう。

①使うときだけONにする。

②暖房時の室温は20度を目安に。着るものでも工夫を！

③夜が長い冬こそ照明で省エネを！

テレビやパソコン、電気ポットなど、ふだん家庭の中でよく使う家電製品は、電源が常にONになっていませんか。そうした家電製品も、使わないときは、こまめに電源をOFFにしましょう。

暖房時の室温は20度を目安にすること。室温20度で寒いと感じるときは、設定温度を上げる前に着るもので工夫しましょう。

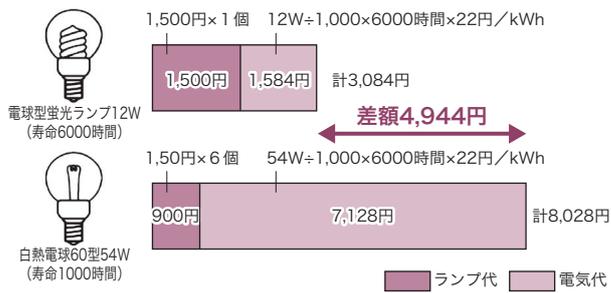
例えば、ニットのカーディガンや一枚羽織ると、体感温度は2・2度上昇すると言われています。

③夜が長い冬こそ照明で省エネを！

エアコン、冷蔵庫に次いで家庭の電力消費量が多いのが照明器具です。日照時間が短く、夜が長い冬は、1年の中でも照明器具を使う時間が長くなる季節です。

照明器具の取り替えが必要になったら、省エネ型のものに換えていきましょう。白熱電球を使っている場合は、電球型蛍光灯ランプに取り替えを。電球型蛍光灯ランプは、白熱電球に比べて価格は高めですが、同じ明るさの白熱電球に比べて消費電力は4分の1以下、寿命は約6倍と長いので、長い目で見るとお得です。最近では、さらに消費電力が少なく、寿命が長いLED電球も登場しています。

### 電球型蛍光灯ランプに取り換えとこんなにもお得！



問合せ先

地域政策課 ☎35-3524